

議会局危機管理推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 議会局における危機管理に係る事項について検討し、施策の充実を図るため、議会局危機管理推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 2 危機管理に係る計画等（マニュアルを含む。）の策定及び施策の振興管理に関すること。
- 3 その他危機管理に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、議会議長をもって充てる。
- 3 副委員長は、局の危機管理を総括する総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げるものをもって充てる。

(職務等)

第4条 推進委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 推進委員会の庶務は、庶務課において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

委員
議事調査部長
庶務課長
議事課長
政策調査課長
その他委員長が指名する者